

坂出第一高等学校「いじめ防止基本方針」

坂出第一高等学校

I 「基本方針」策定の目的、「いじめ」の定義

1 目的

平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行され、「学校いじめ防止基本方針の策定」と「学校におけるいじめ防止等のために組織を置くこと」が義務付けられた。

さらに、平成29年3月に国の基本方針が改定されたことを受け、本校における「いじめ防止基本方針」について必要な事項を定めることにより、いじめの防止を総合的かつ効果的に図ることを目的とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

II 基本方針、いじめ防止対策委員会

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。このことを十分に理解したうえで、いじめ防止の対応に取り組む。

「いじめはどの生徒にも起こりうるもの」という認識を持ち、その未然防止、早期発見、対処などに、全教職員が組織的・計画的に取り組む。

2 いじめ防止対策委員会

上記の基本方針のもと、いじめの防止を目的として、以下に示す者で構成する「いじめ防止対策委員会」を置く。

・校長、副校長、教頭、生徒指導部長、人権・同和教育部長、保健・支援部長、学年団長、学科主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※事案が発生した場合は、対象生徒の学級担任および当該活動責任教員を含む

Ⅲ いじめ問題への対応

1 いじめの未然防止について

- (1) いじめの防止や生命尊重に向けて、道徳教育や体験活動等を推進する。
- (2) 生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめの防止等に取り組むように指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。
- (3) いじめ防止等に関する学校の取り組みについて保護者への啓発に努め、保護者との連携を図る。
- (4) いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

2 いじめの早期発見について

- (1) いじめの早期発見は、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。そのため、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。
- (2) いじめの実態把握のため、生徒に対するアンケートと面談を定期的を実施する。
- (3) 生徒の悩みを積極的に受け止めるために、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー等の専門家による教育相談を実施する。
(相談窓口) 香川県教育センター 24時間いじめ電話相談 087-813-1620
24時間子供 SOS ダイアル 0120-0-78310

3 いじめに対する措置

- (1) いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒への事実確認
- (2) いじめを受けた生徒およびその保護者への支援
- (3) いじめを行った生徒への指導およびその保護者への説明および助言
- (4) 当該事案が重大事態であると判断された場合の所轄機関への連絡
- (5) いじめを行った生徒に対する教育的懲戒指導
- (6) いじめを受けた生徒の経過観察およびカウンセリング
- (7) いじめを行った生徒の継続指導

※重大事態と判断される事案においては、速やかに知事（香川県総務部総務学事課）や警察、その他関連機関と連携し、被害者の権利、または心身の健康や財産が守られるよう対処する。

(重大事態)

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合。